

# 法令改正の背景・意義とその対応

宮武秀男

京都大学・環境安全保健機構

## はじめに

近年、情報伝達が速くなり、交通手段も著しく発達した。ある意味“世界は一つ”という言葉が、現実味を帯びてきた。日本国内には、スマホを手に多くの外国人観光客が闊歩している。一方、世界いたる所で、テロや紛争が頻発している社会事情がある。このような世界情勢や国内の声を受けて、人に危害を与える放射線・放射能の安全管理の強化が求められた。

平成 29 年 4 月 14 日、改正された放射線障害防止法が公布された（公布後 1 年以内又は 3 年以内に施行<2 段階施行>）。本セミナーでは、放射線施設を持つ事業所の管理者（主任者）が、改正法令にどのように対応しなければならないか、また、今後、私たちは、どのように放射線安全管理に向き合うか考えたい。

## 改正に至る経緯

平成 19 年文部科学省に対して、IAEA 総合規制評価サービス（IRRS）が、放射線を取り巻く環境に関して調査し、幾つかの勧告及び提言がなされた。しかし、それぞれの事項に対して、国は具体的な対策が後回しになった。そして、福島第一原子力発電所の事故が起こってしまった。この事故を契機に平成 24 年原子力規制委員会が発足して、放射線安全管理行政が文部科学省から原子力規制委員会に移管（平成 25 年 4 月から）された。放射線安全管理行政を所掌する組織が変わったのを契機に、IRRS による勧告及び提言を 2016 年に受け入れ、原子力施設の規制と放射線施設の規制に対し自己評価を実施して、アクションプランを明示した。その結果、具体的な対応として法令改正に至った。

## 改正法令の要点

今回の法律改正は、国際的なテロの脅威、放射線施設における火災・事故の発生等を受けて、“放射線取扱い規制”的強化が特徴的である。主な改正内容を次に示す。

### （1）危険時の措置の強化

・危険度により、放散性 R I 、非放散性 R I 、放射線発生装置の 3 つに区分する。

（京都大学には対象施設はない）

・危険時の措置（講じた際）情報公開の手順を予防規程に明記

（全ての事業所が対象）

### （2）放射性同位元素に対する防護措置の強化

- ・特定放射性同位元素の数量に応じ、3つに区分

防護措置（セキュリティ対策）の強化

（京都大学では6事業所が対象となる）

### （3）安全文化の醸成・品質保証

- ・業務の改善活動（PDCAの実施、予防規程に明記）
- ・定期講習、教育訓練等の見直し

### （4）その他（整備・検討中）

- ・登録検査機関の業務品質と審査の信頼性の維持向上

（登録機関の立入検査の実施）

- ・放射線防護の最新の知見を取り込む体制整備

① 眼の水晶体の被ばく限度の引き下げ

② ICRP2007年勧告の取入れ

- ・立入検査等の規制に係わるガイドラインの作成

IRRSからの勧告

- ・研究施設等廃棄物の埋設処分のための基準整備

（RI廃棄物ならびに核燃料によるRI廃棄物の処理処分）

改正された法律は、平成29年4月14日に公布され、1年以内に施行される事項と、3年以内に施行される事項とに区分されている。平成31年4月には、法律名が『放射性同位元素等の規制に関する法律』と変更される。法律改正の詳細については、原子力規制委員会のホームページに“R I規制関連法令集”(<http://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf>)が掲載されているので参考されたい。

### 法令改正に伴う事業所の取組み（京都大学を例に）

京都大学には、多くの部局（学部、研究所等）があり、そこに所属する学生、教職員の健康・安全については、所属部局が所掌するように整備されている。そのために、放射線・R Iを取扱う学生、教職員が存在する限り、そこには放射線安全管理に係る業務が発生する。このような特徴を持つ京都大学では、今回の法律改正を機に、総合的に放射線安全管理体制の見直し作業を始めている。

見直し作業の方針は、右図に示すとおりである。

京都大学で検討している2つの事項を紹介する。

#### ○ R IとX線の分け

多くの大学では、放射線障害予防規程の中にエックス線取扱者のための安全管理条項を加えている。今回、全学の安全管理組織（委員会）は、今まで通り存続させ、規則だけは規制法令

#### 法改正に伴う本学の取り組み

1. 安全管理体制  
機構・放射線部門の役割  
関連規程等の整備
2. RIとX線の管理を分ける  
管理規程を分ける
3. 緊急時対応  
全学対応（←昨年の反省）
4. 再教育訓練  
eLearningの導入（今年度工学部でテスト）
5. 業務改善（PDCA）  
学内立入検査の見直し
6. 施設（事業所）を持たない部局の管理  
B部局：X線装置を所有  
C部局：取扱者のみ

平成30年度京都大学専修用訓練資料より

に沿って独立させることになった。

#### ○業務改善（PDCA）のための学内立入検査業務の見直し

京都大学では、長年、学内にある事業所を、学内委員会（放射線障害予防小委員会）が立入検査を実施してきた。丁度、登録検査機関による定期検査・定期確認の要領である。検査により指摘・指導があると、該当部局長に対し“改善指導”の文書が委員長名で発せられ、回答を求める事になっている。しかし、立入検査を実施しているにも拘らず、改善・指導が絶えない状況にあり、この取り組みが形骸化している感が否めなかった。今回の法律改正に伴い、検査要領を修正し、PDCAサイクルが機能するように見直し作業を始めた。

本セミナーでは、京都大学での取り組みを紹介するが、他の事業所でも参考になるところがあれば幸いである。

#### 求められる管理者（主任者）

今回の法律改正の内容をじっくり見てみると、放射線のテロ対策は別にして、そのほかの改正点は、本来、管理者（主任者）が行ってきた内容である。若しくは、行わなければならぬ内容である。しかし、事業所における放射線施設の置かれる位置づけ、放射線安全管理に携わる人の減少……等々により、放射線安全管理環境が悪化している事業所が増えてきている。その結果、今まで“普通にできていた事”が“しっかりと伝えなければできない事”になっている。例えば、事業所内火災における通報など言うまでもないことがある。『人手がない』では、組織の集約化・効率化を図ろう。『放射線施設の稼働率が悪い』では、運営費を削ろう。こんな場当たり的な解決策が講じられている昨今。管理者（主任者）だけでは、立ち行かなくなっている。今回の法改正の大きな目的は、事業者（使用者）への警鐘ではないだろうか。そのことが会社、大学で周知できれば、今回の法律改正が意味のあることになる。管理者（主任者）の声が事業者（使用者）に届く環境づくりができる事を願って止まない。